

## 敬愛大学総合地域研究所規程

平成21年12月22日 制定  
最終改正 令和4年6月28日

## (趣旨)

第1条 敬愛大学学則第48条第2項の規定により、敬愛大学総合地域研究所（以下「研究所」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 研究所は、経済学・経営学・国際学・教育学・環境等の分野における学術研究、調査を通して、世界の諸地域、また本学の存立する地域の平和と豊かなる社会の形成に寄与することを目的とする。

## (事業内容)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 研究所の企画による共同研究・調査
- (2) 共同研究の成果の公表（紀要等の刊行）
- (3) 敬愛大学学術叢書の刊行
- (4) 研究会、セミナー、講演会、公開講座等の開催
- (5) 研究所活動を公表する所報等の発行
- (6) 委託研究の受託及び実施
- (7) 内外の研究機関、研究者との学術交流
- (8) 資料の収集・保存
- (9) その他、研究所の目的達成に必要な事業

## (所員及び研究員)

第4条 研究所の所員（以下「所員」という。）は、本学の全専任教員及び名誉教授とする。

- 2 研究員は、所員に加え、研究所の事業に参加を申し出た者のうち、研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の意見を聴いて、学長又は研究所長が委嘱した者とする。
- 3 研究所は、正規研究員以外に、客員研究員、特別研究員、地域研究員を置くことができる。それぞれの細則は次に定める。
  - (1) 客員研究員は、内外において（現在及び過去に）常勤の教育・研究職にある者で、運営委員会の意見を聴いて、学長が委嘱した者
  - (2) 特別研究員は、内外における大学院レベルに準じる教育・技能の修了者で、運営委員会の意見を聴いて、学長が委嘱した者
  - (3) 地域研究員は、主として近隣地域在住の一般人で、本研究所の事業への参加を運営委員会によって承認され、研究所長が委嘱した者

## (運営組織)

第5条 研究所の組織は、次のとおりとする。

- (1) 所長
  - (2) 研究所運営委員（以下「運営委員」という。） 6名以内
  - (3) 運営委員会
  - (4) 所員総会
- (研究所所長)

第6条 学長によって指名された所長は研究所の事務を管掌し、研究所を代表する。

- 2 所長は運営委員会を招集し、その議長となる。

3 所長は、原則として年1回所員総会を開催しなければならない。ただし、必要が生じた場合には、随時開催することができる。

(所長の任期)

第7条 所長の任期は2年とし再任を妨げない。

2 任期満了を待たず定年退職となる場合は、定年退職を優先する。この場合の後任者の任期は、前項の規程を適用する。

(運営委員)

第8条 運営委員は専任教員の所員の中から選出される。

2 運営委員は、各学部から選任された者2名以内とする。

(運営委員の任期)

第9条 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会の諮問事項)

第10条 運営委員会は、次の事項について学長の諮問に基づき、意見を述べることができる。なお、諮問事項を教授会に提案し、その結果を学長に報告のうえ承認を得るものとする。

(1) 第3条に規定する事項

(2) その他の研究所の運営に関する事項

(所員総会)

第11条 所員総会は、定例総会及び臨時総会の2種類とする。

2 所員総会は、所長が招集し、開催する。ただし、3分の1以上の承認権を有する所員が招集理由を示して、所員総会の開催を請求することができる。

3 所員総会の議長は、所長がこれに当たる。

4 所員総会での承認は、承認権を有する所員の3分の2以上が出席し、出席した所員の過半数をもって承認とする。ただし、所員総会に出席できない所員は、承認権の行使を議長に委任する事ことができる。この場合においては、当該所員は、委任状を提出しなければならない。

(申請手続)

第12条 第3条第1号、第2号の研究を担当し、助成を得ようとする者は、所定の申請書に必要事項を記入し、定められた期日までに所長に提出しなければならない。

2 前項により申請書を提出し、助成を認められた者は費用の援助を受けることができる。

(研究員の義務)

第13条 研究員は、研究費の使用状況報告書を当該年度末までに、所長に提出しなければならない。

2 研究員は、研究終了後、研究成果を所長に提出しなければならない。

(所長の報告義務)

第14条 所長は、研究員の研究事項及び研究費について学長に報告しなければならない。

2 所長は、第3条が規定する事業内容の実施について、学長に報告しなければならない。

(研究成果の発表)

第15条 研究所は、所員及び客員研究員等の研究成果を研究所紀要・学術叢書等に公表する。

2 客員研究員等の論文等を研究所紀要に掲載する場合は、運営委員が審査し、所長の承認を得なければならない。

(報告書及び事業計画書)

第16条 所長は、当該年度の事業計画報告書及び次年度の事業計画書を学長に提出しなければならない。

2 事業計画を変更した場合には、前項の規定を適用する。

(予算案・決算の提出)

第17条 所長は、次年度の予算案を作成し、運営委員会の承認を得て、学長に提出しなければならない。

2 所長は、前年度の収支決算書を学長に提出し、学長及び大学運営会議の承認を得た後、それを所員に報告する。

(研究計画及び予算の明示)

第18条 所長は、予算案について学長の承認を得た後、次年度の研究計画及び研究予算を所員に明示し、所員総会の承認を得なければならない。

(研究所の運営費)

第19条 研究所の運営費は、次の各号に掲げるものをもってこれに充てる。

(1) 大学予算によって定められた研究所運営費

(2) 委託研究費

(3) 寄付金

(4) その他の収入

(研究所の事務)

第20条 研究所の運営に関わる庶務は、大学運営室が担当する。

(会計年度)

第21条 研究所の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(図書・資料・機器備品)

第22条 研究員が研究のために収集した図書、資料及び機器備品は、すべて大学に帰属するものとする。

(改廃)

第23条 この規程の改廃については、運営委員会並びに大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成21年11月1日から適用する。

2 この規程の施行に伴い、敬愛大学経済文化研究所規程〔平成15年2月10日〕及び敬愛大学環境情報研究所規程〔平成18年4月1日〕は、廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。